（中小企業の新たな事業活動に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部改正）

第二条　中小企業の新たな事業活動に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（平成二十四年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「中小企業の新たな事業活動に関する法律第十五条第一項第一号」を「中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○厚生労働省経済産業省令第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令

（独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第八号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第三十二条第一項各号」を「第四十条第一項各号」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部改正）

第二条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令（平成十七年厚生労働省経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

本則中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項第一号」を「中小企業等経営強化法第四十条第一項第一号」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省令第八十一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第四項及び第十六条第七項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業等経営強化法施行規則

第一条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条第二項中「中小企業者等（法第九条第一項の中小企業者等をいう。以下この項及び次条において同じ。）」を「中小企業者及び組合等」に、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同項第一号及び第二号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改める。

第一条の二中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条各号中「中小企業者等」を「中小企業者又は組合等」に改める。

第二条第一項中「第四条第一項に規定する」を「第四条第一項の」に改め、同項第一号中「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同項第二号中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、同項第三号中「第二条第三項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同項第四号中「第二条第三項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同条第二項中「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

第三条中「第七条」を「第六条」に改め、同条第一号中「第二条第三項第二号」を「第二条第四項第二号」に、「第二条第三項第三号」を「同項第三号」に改め、同号イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令」を「中小企業等経営強化法施行令」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同号ハ中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第五条第一項中「第八条」を「第七条」に、「第七条」を「第六条」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「第七条」を「第六条」に改める。

第六条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第八条第一項ただし書」に改める。

第八条中「第三十九条第二項」を「第四十八条第二項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（経営力向上設備等の要件）

第八条　法第十三条第四項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ　当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ロ　当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。